

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>「一〇十 略」</p> <p>十一 法第二条第八項第十五号に掲げる行為（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を除く。）のうち、不動産に係る法第二条第二項第一号に掲げる権利に対する投資として一の相手方と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであること、次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>イ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が他の匿名組合契約の営業者であつて、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）<u>、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）</u>、<u>法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により法第六十三条の九第一項の規定による届出とみなされるものを除く。）</u>を行った者又は証券取引</p>	<p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>「一〇十 同上」</p> <p>十一 「同上」</p> <p>イ 当該匿名組合契約の相手方にならうとする者が他の匿名組合契約の営業者であつて、かつ、金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）<u>、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定に基づく届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）</u>又は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）<u>附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務を行う者であること。</u></p>

法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第四十八条第一項に規定する特例投資運用業務を行う者であること。

「ロ・ハ 略」

十二 「略」

十三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、同条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 直接出資者（当該権利を有する居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。ロにおいて同じ。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が適格機関投資家、法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）又は法第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出を行った者であること。

「ロ・ニ 略」

「十四～十七 略」

「2～11 略」

（特定投資家の範囲）

第二十三条 法第二条第三十一項第四号に規定する内閣府令で定める

「ロ・ハ 同上」

十二 「同上」

十三 「同上」

イ 直接出資者（当該権利を有する居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。ロにおいて同じ。）をいう。ハ及びニにおいて同じ。）が適格機関投資家又は法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定に基づく届出を行った者（法第六十三条第一項第二号に掲げる行為を業として行う者に限る。）であること。

「ロ・ニ 同上」

「十四～十七 同上」

「2～11 同上」

（特定投資家の範囲）

第二十三条 「同上」

<p>法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一〇八 略〕</p> <p>九 金融商品取引業者、<u>法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者又は法第六十三条の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者</u>である法人</p> <p>十 〔略〕</p>	<p>〔一〇八 同上〕</p> <p>九 金融商品取引業者又は<u>法第六十三条第五項に規定する特例業務届出者</u>である法人</p> <p>十 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	